

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{賃金日額に応じた給付率} \\ (45\% \sim 80\%)$$

基本手当日額の計算式及び金額 (令和2年8月1日以降)

1. 30歳以上45歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,574円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 12,390円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 5,030) / (12,390 - 5,030) \} W$
12,390円超 15,210円以下	0.5W
15,210円超	7,605円

2. 45歳以上60歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,574円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 12,390円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 5,030) / (12,390 - 5,030) \} W$
12,390円超 16,740円以下	0.5W
16,740円超	8,370円

3. 60歳以上65歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,574円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 11,140円以下	$\begin{cases} 0.8W - 0.35 \{ (W - 5,030) / (11,140 - 5,030) \} W \\ 0.05W + (11,140 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,140円超 15,970円以下	0.45W
15,970円超	7,186円

4. 30歳未満

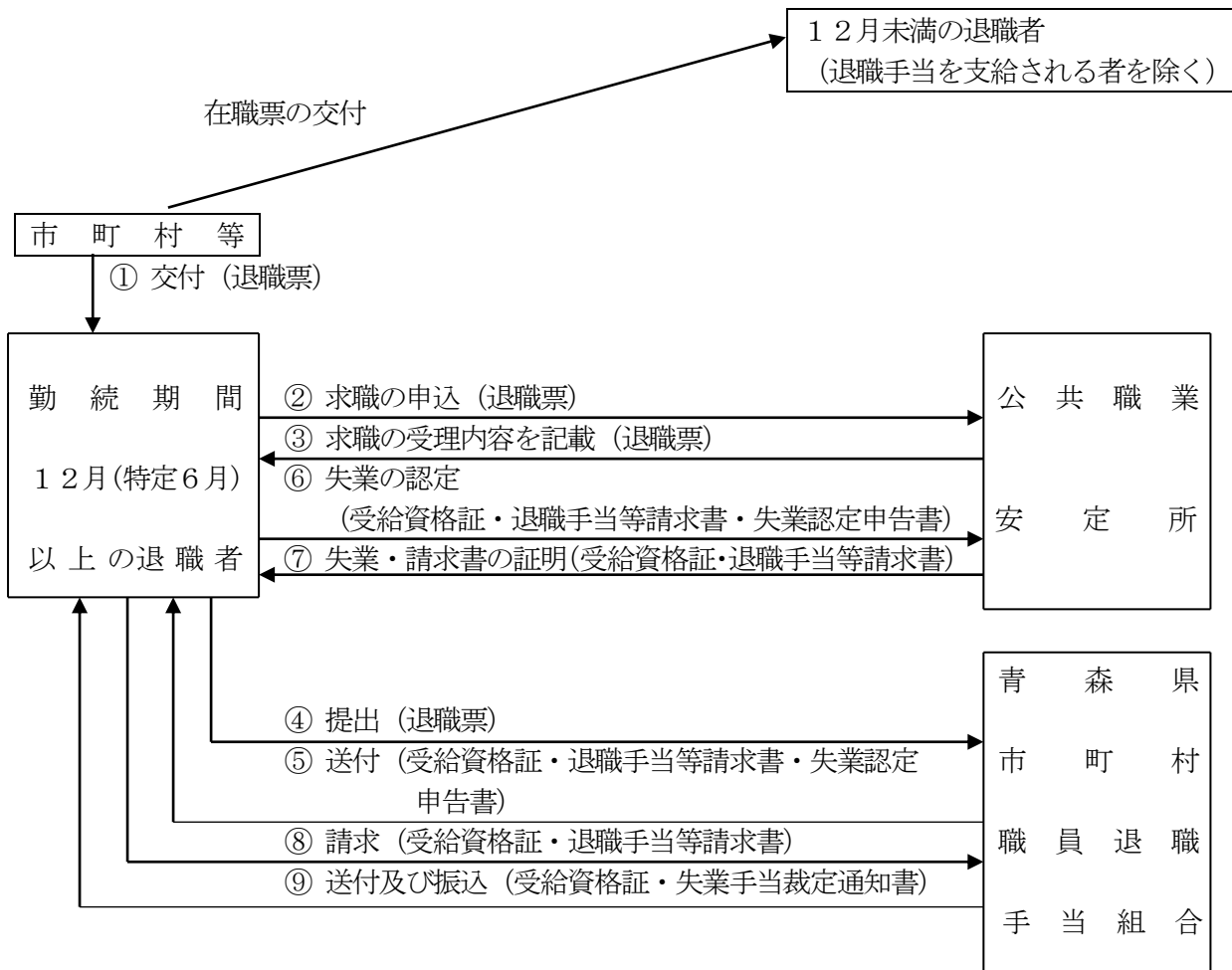
賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,574円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 12,390円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 5,030) / (12,390 - 5,030) \} W$
12,390円超 13,700円以下	0.5W
13,700円超	6,850円

※ 端数処理については、1円未満を切捨てる。

所 定 給 付 日 数

勤続期間		1 年 未 満	1 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上
年 齢					
全 年 齢 共 通			9 0 日	1 2 0 日	1 5 0 日
障 害 者 等 の 就 職 困 難 者	4 5 歳 未 満	1 5 0 日	3 0 0 日		
	4 5 歳 以 上 6 5 歳 未 満	1 5 0 日	3 6 0 日		

失業者の退職手当受給に関する手続き



※ 失業者の退職手当の受給は、就職したいという積極的な意思があり、かつ、いつでも就職できる能力 (健康上、家庭環境上問題がなく働ける状態) があり、積極的に仕事を探していても失業状態である方が対象となります。